家電量販店における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

令和2年5月11日策定 10月1日改定 令和3年3月25日改定 大手家電流通協会

1. はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年3月28日(令和2年5月4日変更)、以下、「対処方針」という。)をはじめとする政府の諸決定を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(令和2年5月4日)を参考に、家電量販店における新型コロナウイルス感染予防対策として、実施すべき基本的事項について整理したガイドラインである。

家電量販店は、在宅勤務や在宅学習を可能とするパソコン等の情報通信機器、 自宅で過ごす家族のために食料品を保存する大容量の冷蔵庫、衛生面を補完する ための空気清浄機や洗濯機やクリーナーなど、国民の安定的な生活の確保のために 必要な生活必需品を供給していることから、対処方針においても、事業者のガイド ラインを踏まえ、適切な措置を行った上で、営業活動を継続することが要請されて いる。同時に、事業者として自主的な感染防止のための取り組みを進めることによ り、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止していくことも求められている。

このため、家電量販店は、店舗の営業を行う際は、対処方針の趣旨・内容を 十分に理解した上で、本ガイドラインに記載されている「感染防止のための基本 的な考え方」と「講じるべき具体的な対策」を踏まえ、店舗毎の個別の状況を考 慮した創意工夫を図りつつ、感染対策を講じるものとする。その際、地域の感染状況、 今後の感染の推移等を勘案し、地域毎に柔軟に実行・見直しを行うものとする。

また、感染対策を実施すると同時に、家電量販店の社会的責任を果たすため、生活必需品の供給・設置等が滞らないよう継続的に努力する。

加えて、自らの感染予防対策に留まらず、情報の提供・共有など、感染の拡大防止に取り組む医療関係者に対しても、積極的に貢献していく。

なお、本ガイドラインの内容は、感染拡大の動向、ウイルスに関する知見や専門家の助言、これによる対処方針の改訂等を踏まえ、適宜、見直しを行うものとする。

この度、感染拡大状況が第3波を迎え2回目の緊急事態宣言が発出されており、内閣官房コロナ室より「感染リスクが高まる『5つの場面』」等の情報も更新されていることから、当ガイドラインも改定を行ったものである。

2. 感染防止のための基本的な考え方

国民生活の安定・国民経済の安定確保の観点から、家電量販店が、店舗の営業を行う場合、店舗の広さや換気の状況、顧客の人数などの特性を十分に踏まえ、「3つの密」が生じることなど、感染発生リスクの高い状況を回避するため、最大限配慮するとともに、適切な対策を講じる。

同時に、販売員等の健康管理と飛沫感染防止対策等を徹底することで、従業 員の感染リスクを低減する取組を行うものとする。

3. 講じるべき具体的な対策

(1)店舗で徹底すべき感染防止対策

- ① 「3つの密 (密閉・密集・密接)」の防止
 - ・ 店舗の広さ、商品の配置状況などを勘案し、必要に応じて入場制限(店舗全体、売り場単位)を行うなど、密集しない状況を確保する。
 - ・ 特にレジ待ちの行列において密集状態にならないよう、行列を作らない ための工夫や、列にマークを付ける等、列間隔の確保(できる限り2m を目安に、一定の距離を確保)を実施する。
 - 密集・密接が生じないよう、導線を確保する。
 - ・ 顧客への商品説明の際には、従業員と顧客との間の適度な間隔を保持し、 密接な状況とならないよう配慮する。
 - ・ 空気を入れ換えるよう、換気を定期的かつこまめに行う(寒冷な場面では 室温が下がらない範囲で常時窓開けする等の工夫)。 必要に応じ、CO2測定装置を設置する等により、換気状況を常時モニターし 1000ppm以下(※)を維持することも望ましい。(※機械換気の場合。窓開 け換気の場合は目安。)また、乾燥する場面では、湿度40%以上を目安に 加湿することを推奨。
 - 換気の際は2方向の窓やドアを開放して、空気が流れて入れ替わるのを 意識する事。

② 飛沫感染、接触感染の防止

- レジ作業や商品説明を行い、顧客と近距離で接する従業員については、 マスク着用、手指の消毒、手洗いを徹底する。
- ・ 飛沫飛散防止のため、接客時の会話は日常程度の声量とし、大声を控える。接客時の声を通りやすくするため、必要に応じて店内音楽の音量を調節する。
- 従業員と顧客が直接触れることが出来る展示商品等については、定期的 な消毒を実施する。なお、破損や色落ち等のおそれがある消毒に適さな い対象商品等の扱いについては、当該製品に適した対策にて感染防止を 行う。
- レジでの支払いの際に電子マネー等の非接触型決済の利用を奨励する。
- ・ レジ作業で顧客と金銭等のやりとりをする際は、直接手渡しをするのではなく、キャッシュトレーなどを利用する。

・ レジには、プラスチック製の簾¹を設けるなど、顧客との間を遮蔽する 飛沫感染防止対策を行う。尚、設置にあたっては、火気使用設備・器 具、白熱電球等の熱源付近への設置にならないよう、またスプリンクラ 一の散水障害にならないよう、留意する。

「(消防庁予防課「飛沫防止用のシートに係る火災予防上の留意事項について(情報提供)」(令和2年7月22日事務連絡)において、飛沫防止用シートの材質によっては、着火・燃焼しやすいものがあることから、「火気使用設備・器具、白熱電球等の熱源となるものの近くには原則設置しないようにすること。ただし、これらの近くに設置することが感染予防対策上必要な場合にあっては、燃えにくい素材(難燃性、不燃性、防炎製品など)を使用すること。」、「同じ素材であれば、薄いフィルム状のものに比べて板状のものの方が防火上望ましいこと。」とされている。また、「比較的燃えにくい素材」として、「ポリ塩化ビニール製やポリカーボネート製のもの」が挙げられている。これらを踏まえ、店舗の業態、規模などの実情に応じ、実効的な対応を推進する。)

- ・ レジやエレベーターのボタン、入り口のドアノブ、トイレなど、顧客・ 従業員が頻繁に触る/利用する箇所について、定期的な消毒を行う。
- 特にトイレについては、感染リスクが比較的高いと考えられるため、トイレの蓋がある場合には、蓋を閉めて水を流すよう表示、ハンドドライヤーは止める、など、感染防止のための特段の対応を行う。

③ 営業時間の短縮

・ 感染拡大の懸念が大きい地域においては、お客様と従業員の安全と健康 を考慮し、営業時間の短縮を実施する。

④ お客様への要望

- お客様に対しては、ご来店いただく際にマスクの着用をお願いする。
- ・ 店舗入口にアルコール消毒薬等を設置し、お客様に入店時における手指 消毒を促す。
- ポスター等を活用して、お客様に咳エチケットを促す。
- 発熱・咳・咽頭痛などの症状があるお客様は入場しないよう促す。

⑤ インターネット販売の活用

店舗に来なくても商品が購入できるよう、可能な範囲で、インターネットを通じた販売等、通信販売の環境整備を実施する。

⑥ 検温の実施

- ・ 入場時の検温を可能な限り実施する。
- ・ 検温にあたっては、赤外線カメラ等を使用した短時間で大人数の検温が 行える非接触式の検温器の導入を検討し、省力化に努める。

(2) 従業員等に対して徹底すべき感染防止対策

① 従業員の健康管理の徹底²

- ・ 従業員(自社の職員だけでなく、販売員等を含む)に対し、出勤前に、 体温や症状の有無を確認させ、具合の悪い者は自宅待機とする。
- 勤務中に具合が悪くなった従業員は、直ちに帰宅させ、自宅待機とする。
- 自宅待機を指示した従業員に対しては、毎日、健康観察を実施する。症状に改善が見られない場合は、医師や保健所への相談を指示する。

② 通勤時等の混雑軽減

- ・ 管理部門などを中心に、在宅勤務(テレワーク)が可能な従業員には、 これを励行する。
- 自家用車、自転車の利用などにより、公共交通機関を使わずに通勤できる従業員には、安全に配慮した上で、可能な限りこれを推奨する。
- ・ それ以外の従業員についても、時差出勤の推奨などにより、公共交通機関の利用の緩和を図る。また、公共交通機関を利用する従業員には、マスクの着用や、乗客同士の間で一定の距離を保つこと等を推奨する。

③ 従業員の洗浄慣行と飛沫防止対策の徹底

- ・ 従業員に対して、始業時、休憩後を含め、こまめな手洗いの実施、咳エ チケットの励行等を徹底する。
- 店内に、従業員が利用可能なように、石けんと水を使って手を洗う設備 や、手指消毒液を配置する。
- 顧客対応を担う従業員に対しては、マスクの着用を徹底する。
- ・ 商品の棚卸しなど、一定の場所に密集して作業せざるを得ない工程については、可能な限り2メートル以上、人と人との間の距離を保つことができるよう、作業空間と人員配置を工夫する。
- 接客の時に身につける衣類は、こまめに洗濯する。
- ・ 洗面所備品、トイレ、ドアノブ、ゴミ箱、電話などの共有設備については、定期的に消毒を行う。
- ゴミはこまめに回収する。鼻水、唾液などが付いたゴミは、可能な限り ビニール袋に入れて密閉して縛る。ゴミの回収など清掃作業を行う従業 員は、マスクや手袋を着用し、作業後に石けんと流水で手洗いを徹底す る。

²新型コロナウイルス感染症陽性とされた者だけでなく、新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との 濃厚接触がある場合、同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合、過去14日以内に政府か ら入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触 がある場合にも、新型コロナウイルスに感染している可能性がある者として配慮が必要。

④ 休憩・休息、共用スペースでの対策

- ・ 喫煙を含め、休憩・休息をとる場合には、屋外であっても2メートル以上の距離を確保するよう努める、一定数以上が同時に休憩スペースに入らない、屋内休憩スペースについては常時換気を行うなど、3つの密を防ぐことを徹底する。また、休憩スペース入室前後の手洗いを実施し、共用する物品(テーブル・いす等)の定期的な消毒を行う。
- ・ 食堂等での飲食についても、マスクをしていない状態での会話は行わないことを徹底し、その他にも、時間をずらす、椅子を間引くなどにより、 2メートル(最低1メートル)以上の距離を確保する。施設の制約等により、これが困難な場合も、対面で座らないようにする、飛散防止パネル等を設置するなどの工夫をする。
- トイレにおいては共用のタオルの利用を自粛する。
- マスクをしていても会話は日常程度の声量とし、大声を控える。
- 飲食時等マスクを着用していない場合、咳エチケットを徹底する。
- ・ 休憩所や共用スペースの換気に十分留意する。ドアや窓が無いなど換気 が難しい場合は、空気清浄機の導入を検討する。

⑤ 従業員の意識向上

- ・ 従業員に対し、日常生活を含む行動変容を促す観点から、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を8割減らす10のポイント」や「『新しい生活様式』の実践例」、「感染リスクが高まる『5つの場面』」を職場に掲示する等を周知するなどの取組を行う。
- 新型コロナウイルス感染症から回復した従業員やその関係者が、職場で 差別されるなどの人権侵害を受けることのないよう、従業員を指導し、 円滑な職場復帰のための十分な配慮を行う。

⑥ 飲食等の制限

- 職場外における感染リスクを低減させるため、以下のような環境での飲食を可能な限り避ける。
- 1. 複数名での飲食店の利用。
 - ※家族内で利用する場合は、感染防止対策が十分取られている施設を 選ぶ。
- 2. 感染防止対策が不十分な飲食店の利用。
- 3. 自宅飲み会やバーベキュー等、屋内外における複数名での飲食を伴う集会。
- 4. 過度な飲酒。(判断力が低下し油断が生じるため)

⑦ 会議・ミーティング

・ 会議等を行う場合は、オンラインでの実施を検討する。対面で会議を行う場合は、三密の回避、換気の徹底、身体的距離の確保、マスクの着用 に留意すること。

⑧ 家電の配送・備付けや、点検修理等

- ・ 家電の配送・備付けや、故障時の修理などを行う従業員についても、上 記①から⑦までの感染防止策の趣旨を理解し、実施する。
- ・ 配送・備付け・修理等を他企業に依頼している場合には、上記の点を遵 守するよう、当該企業に対し要請する。

(3) その他

- 従事員以外の来訪者(他企業の従業員等)についても、従業員に準じて、 感染防止対策を依頼する。
- ・ 保健所との連絡体制を確立し、保健所の聞き取り等に必ず協力するものとする。
- 労働衛生管理等の関連法令上の義務を遵守する。
- 感染者が確認された事業所については、保健所の指示に従い、感染者が 勤務した区域の消毒を実施する。
- ・ 新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)の利用を促すこと。また、 感染者が発生した店舗を利用者に通知するためのシステムを地方自治 体が独自に導入している場合には、併せて当該システムの利用を促す こと。尚、携帯電話の使用を控える場面においては新型コロナウイル ス接触確認アプリ(COCOA)を機能させるため、「電源及びBluetooth をONにした上で、マナーモードにすること」を推奨する。

店舗および従業員に対して徹底すべき新型コロナウイルス感染拡大防止チェックリスト

このチェックリストは、各拠点における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する基本的な対策の実施状況について確認いただくことを目的とする。

1) 店舗で徹底すべき感染防止対策			
			・出来るだけ2m(最低1m)の間隔確保。
	1	3密の回避	・列にマークをつける等、身体的距離を確保した整列。
			・密集・密接が生じないよう導線を確保。
			・顧客への商品説明の際には適度な間隔を保持。
			・空調設備による常時換気又はこまめな換気を行う。(真冬・真夏においては室温が大幅
			に上下しない範囲で常時窓開けする等の工夫)
			・従業員はマスク着用、手指の消毒、手洗いを徹底する。
		飛沫感染・接触感染防止	・人と人が対面する場所での、身体的距離の確保またはアクリル板・透明ビニールカーテ
	2		ンによる遮蔽を行う。
			・電子マネー等非接触決済の導入奨励、支払時はコイントレーを使用する。
			・店員・従業員と顧客が直接触れることが出来るエレベーターのボタン、ドアノブ、展示
			商品等については、定期的な消毒を実施する。
			・入場時の検温を可能な限り実施する。
			・マスクの着用をお願いする。
	<u></u>	お客様。のお願い	・アルコール消毒薬等を設置し、入店時に手指消毒を促す。
	(3)	お客様へのお願い	500 P. S.
・咳エチケットの励行を促す。 2) 従業員に対して徹底すべき感染防止対策			
・出勤前に体温や症状の有無を確認させ、具合が悪い場合は自宅待機させる。			
	4	従業員の健康管理	・勤務中に具合が悪くなった場合は、直ちに帰宅させる。
			・自宅待機を指示した従業員に対しては、毎日健康観察を実施し、場合により医師や保健
-			所への相談を指示する。
	(5)	通勤時等の混雑軽減	・管理部門を中心に、可能な限り在宅勤務(テレワーク)を実施する。
			・公共交通機関を使わず、自家用車・自転車が利用可能な場合は、これを推奨する。
			・時差通勤の奨励などにより、公共交通機関の利用の緩和を図る。
	6	従業員の飛沫防止対策	・こまめな手洗いと手指消毒の実施、咳エチケットの励行。
			・作業空間は可能な限り人と人との距離を保つ。
			・マスク着用を徹底する。
			・飲食時等マスク着用していない場合は、会話を控え、咳エチケットを徹底する。
			・トイレ、ドアノブ、ゴミ箱、電話など共有設備を定期的に消毒する。
-			・ユニフォームや衣服をこまめに洗濯する。 ○休憩スペース
		共用部での対策	・一度に休憩する人数の制限、対面での食事や会話の自粛。
	7		・休憩スペースの常時換気。
			※換気が困難な場合は空気清浄機の導入を検討.
			・共用する物品(テーブル、いす等)の定期的な消毒。
			・入退室前後の手洗い。
			〇トイレ - ************************************
			・共通のタオルの利用の自粛。
			○ごみ拾て
			・鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
			・ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する。
			・マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石けんと流水で手を洗う。
3395.29			・「人との接触を8割減らす10のポイント」、「『新しい生活様式』の実践例」、「感染
	8	従業員の意識向上	リスクが高まる『5つの場面』」を職場に掲示するなどして意識向上を図る。
			・感染から回復した従業員が人権侵害を受ける事が無いように十分な配慮を行う。
			・複数名での飲食店の利用を避ける。
	(9)	飲食の制限	・飲食用に感染防止策を行った施設以外での飲食を避ける。
	9	飲食の制限	・屋内外における複数名での飲食を伴う集会を自粛する。
			・過度な飲酒を自粛する。
		Propositionals (Sp. 18 States Manager Proposition	・会議等を行う場合は、オンラインでの実施を検討する。
	10	会議・ミーティング	・対面で会議を行う場合は、感染予防に十分配慮する。
			・従業員以外の家電の配送及び据付関係者や取引先企業の関係者へも感染防止対策の理解
_		Z 17/4	と協力を求める。
	(1)	その他	・労働衛生関係の法令を遵守する。
			・保健所との連絡体制を確立し、保健所の聞き取り調査等に協力する。
			・接触確認アプリ(COCOA)や各地域の通知サービスの導入を奨励する。

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。 また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
 特に敷居などで区切られている狭い空間に、 長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが ョキス 高まる。 • また、回し飲みや箸などの共用が
- 感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、
- 弦時間にのよい以降、なけを伴う財長、未校のはしこ月 には、短時間の長事に 感染リスクが高まる。 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、 感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染 やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなど
- での事例が確認されている。 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が 共有されるため、感染リスクが高まる。寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる
- 事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることがある。
 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。

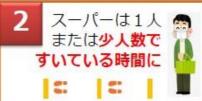


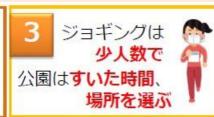
人との接触を8割減らす、10のポイント

参考資料1

緊急事態宣言の中、誰もが感染するリスク、誰でも感染させるリスクがあります。 新型コロナウイルス感染症から、あなたと身近な人の命を守れるよう、日常生活を見直してみましょう。





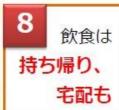














9 仕事は在宅勤務

通勤は医療・インフラ・ 物流など社会機能維持 のために



10 会話は マスクをつけて

3つの密を 避けましょう

- 1. 換気の悪い密閉空間 2. 多数が集まる密集場所
- 3. 間近で会話や発声をする密接場面

手洗い・ 咳エチケット・ 換気や、健康管理

も、同様に重要です。

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本:①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 口人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空ける。
- 口会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 口外出時や屋内でも会話をするとき、人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを 着用する。ただし、 \overline{g} 場は、熱中症に十分注意する。
- 口家に帰ったらまず手や顔を洗う。

人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。

- 口手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う(手指消毒薬の使用も可)。
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 口感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 口発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 口地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- 口まめに手洗い・手指消毒 口咳エチケットの徹底
- □こまめに換気(エアコン併用で室温を28℃以下に) □身体的距離の確保
- □ 「3密」の回避(密集、密接、密閉)
- ロー人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- □ 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養













密集回避

密接回避 密閉回避

換気

咳エチケット

(3)日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 口通販も利用
- □1人または少人数ですいた時間に
- 口電子決済の利用
- 口計画をたてて素早く済ます
- ロサンプルなど展示品への接触は控えめに
- ロレジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- □公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 口筋トレやヨガは、十分に人との間隔を もしくは自宅で動画を活用
- ロジョギングは少人数で
- 口すれ違うときは距離をとるマナー
- 口予約制を利用してゆったりと
- 口狭い部屋での長居は無用
- 口歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 口会話は控えめに
- 口混んでいる時間帯は避けて
- 口徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 口持ち帰りや出前、デリバリーも
- 口屋外空間で気持ちよく
- 口大皿は避けて、料理は個々に
- 口対面ではなく横並びで座ろう
- □料理に集中、おしゃべりは控えめに
- 口お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

イベント等への参加

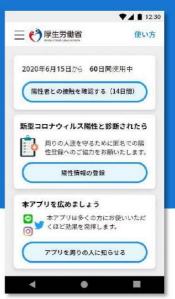
- 口接触確認アプリの活用を
- 口発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- ロテレワークやローテーション勤務 口時差通勤でゆったりと ロオフィスはひろびろと
- 口会議はオンライン 口対面での打合せは換気とマスク
- ※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

新型コロナウイルス接触確認アプリのインストールをおねがいします

自分をまもり、大切な人をまもり、 と社会をまもるために、 接触確認アプリをインストールしましょう。



*画面イメージ

厚生労働省 コロナウイルス 妾触確認アプリ

(略称:COCOA)

COVID-19 **Co**ntact **Co**nfirming **A**pplication

接触確認アプリは、新型コロナウイルス感染症の 感染者と接触した可能性について、通知を受け取 ることができる、スマートフォンのアプリです

- ○本アプリは、利用者ご本人の同意を前提に、 スマートフォンの近接通信機能(ブルートゥー ス) を利用して、お互いに分からないようプラ イバシーを確保して、新型コロナウイルス感染 症の陽性者と接触した可能性について、通知を 受けることができるアプリです。
- ○利用者は、陽性者と接触した可能性が分かるこ とで、検査の受診など保健所のサポートを早く 受けることができます。利用者が増えることで、 感染拡大の防止につながることが期待されます。

1メートル以内、15分以上の接触した可能性



- ・接触に関する記録は、端末の中だけで管理し、外にはでません ・どこで、いつ、誰と接触したのかは、互いにわかりません
- ※端末の中のみで接触の情報(ランダムな符号)を記録します ※記録は14日経過後に無効となります
- ※連絡先、位置情報など個人が特定される情報は記録しません ※ブルートゥースをオフにすると情報を記録しません





Androidの方はこちら





詳しくはこちら

厚生労働省 ウェブサイト



